

## 「横浜市の私債権の管理に関する条例施行規則」の全部改正に関する意見公募について

「横浜市の私債権の管理に関する条例施行規則（平成 21 年 12 月 15 日規則第 107 号）」について、全部改正することを予定しています。

この全部改正は、本市における適正な債権管理の徹底を図るため、本市の債権全般（公債権・私債権）の管理について、統一した基準や手法を規定するものです。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 意見公募期間

平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 30 年 1 月 9 日（火）まで

### 2 意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：za-chosyu@city.yokohama.jp

横浜市財政局徴収対策課債権回収促進担当 意見公募担当 あて

#### （2）郵送の場合

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市財政局徴収対策課債権回収促進担当 意見公募担当 あて

#### （3）FAXの場合

FAX番号：045-641-2775

横浜市財政局徴収対策課債権回収促進担当 意見公募担当 あて

### 3 注意事項

（1）いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（2）いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

（3）御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（4）その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

### 4 御不明な点についてのお問合せ先

横浜市財政局徴収対策課債権回収促進担当 意見公募担当

電話番号：045-671-3869